

## 第 81 回ヒアリングでの指摘事項への回答

令和 3 年 3 月 31 日、日本原燃株式会社第二種廃棄物埋設事業変更許可申請に係る新規制基準への適合確認に関するヒアリングにおいて、原子力規制庁より次の指摘があったことから回答する。

原燃は、廃棄物埋設施設の耐震重要度分類について、地震で廃棄物埋設施設の安全機能が喪失した場合に敷地周辺の公衆が被ばくする線量を  $160 \mu\text{Sv}/\text{y}$  と評価し、その線量が十分に低いとして C クラスに分類している。一方で、試験研究炉の許可基準規則解釈では、敷地周辺の公衆が被ばくする線量が十分に低いとは、発生事故当たり  $50 \mu\text{Sv}$  以下であることとしている。これを踏まえ、耐震重要度分類についての考え方を整理し、説明すること。

これまでの検討では、廃棄物埋設施設の耐震重要度分類について、地震で廃棄物埋設施設の安全機能が喪失した場合に敷地周辺の公衆が被ばくする線量を遮蔽機能が全喪失した状態で  $160 \mu\text{Sv}/\text{y}$  と評価し、第二種廃棄物埋設施設許可基準規則の解釈から  $1\text{mSv}/\text{y}$  より十分小さいことで C クラスと分類していたが、規制庁からの指摘を踏まえ以下のように、耐震設計分類の考え方を整理した。

遮蔽機能を全喪失した状態は過剰であると考えられ、現実的には遮蔽機能の喪失には至らないことから、本廃棄物埋設施設を C クラスに分類する。